

【本規約は、本サービスの提供に必要と認められる事項を定めるものとする。】

第15条（禁止事項）

- 加盟店は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - 法令の定めに違反し若しくはこれを助長する行為、又はそのおそれのある行為
 - 利用者、他のお客さま、その他の第三者、又は当社の財産、名誉、信用、プライバシー、知的財産権その他の権利を侵害し若しくはこれを助長する行為、又はそのおそれのある行為
 - 本サービスの利用に関連して知り得た利用者、他のお客さま、その他の第三者、又は当社の秘密に属する情報を開示する行為
 - 本サービスの利用以外の目的で、本サイト又は本サービスを商業目的で利用する行為
 - 本サービスの利用以外の目的で、本サイトの全部又は一部を使用若しくは転用する行為、又はこれらに類する行為
 - 本サービスの利用に関連して知り得た情報を元に、本サービスを介さずに行う利用者との直接取引やそれを勧誘する行為、又は、勧誘に応じる行為
 - 本サービスにより利用している情報を改ざんする行為
 - 本システムに有害なコンピュータプログラムなどを送信又は書き込む行為
 - 第9条第1項により当社に譲渡した本支払請求権（第10条により債権譲渡契約が解除されたものを除く）について、利用者に対して、加盟店自らが請求その他の回収行為を行うこと
 - 本規約の他の規定に反する行為
 - 前各号のほか、本サービスの利用における利用者又は当社との信頼関係を損なう行為
- 当社は、加盟店が前項各号に該当する行為を行っているか、又は当該行為を行うおそれがあると判断した場合、加盟店に事前の通知をすることなく、本サイト内に掲載されているスペース情報の全部若しくは一部を削除し、又は、加盟店による本サービスの全部若しくは一部の利用を停止することや、加盟店が禁止行為を行った旨の利用者への通知その他当社が必要と判断する措置を講じることができるものとします。
- 第1項の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。ただし、第1項第6号の規定については、本契約終了後2年間に限り存続するものとします。

第16条（個人情報の保護）

- 加盟店は、本サービスの利用又は個別契約に基づく取引によって知り得た個人に関する情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律及びこれに関連する各法令・政令・国の定める指針の内容及びその趣旨を理解し、これらを遵守するとともに、これらが要請する措置を講じたうえで、安全に管理し取り扱うものとします。
- 加盟店が、前項の定めに違反したことにより利用者との間で何らかの紛争が生じた場合は、加盟店が自らの費用と責任をもって当該紛争を解決するものとします。また、この場合において、当社に何らかの損害が生じた場合は、加盟店は当社に対し、当社の請求があり次第直ちに当該損害額の全額を支払うものとします。
- 本条の効力は、本契約終了後も有効とします。

第17条（本サービスの停止等）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、加盟店に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。
 - 本システムその他本サービスの提供に必要な設備に係る保守点検を定期的又は緊急に行う場合
 - 火災、停電などにより本サービスの運営ができなくなった場合
 - 前号の事由の発生の予防のため本サービスの提供を停止又は中断する必要がある場合
 - 天災地変その他の不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - 本システムその他本サービスの提供に必要な設備の障害等により本サービスの提供が困難となった場合
 - ラクーン社が当社に対するPaidの提供を停止し、又はPaidを廃止した場合
 - その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
- 当社は、通信回線又は加盟店の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等による本サービスの障害について一切責任を負わないものとします。

第18条（通知）

- 本契約に関する当社から加盟店に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、加盟店が予め当社に通知したメールアドレス宛の電子メールその他当社所定の方法により行うものとします。但し、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行います。
- 当社から加盟店への電子メールは、加盟店のサーバーへの到着をもって通知されたものとします。但し、本規約中に別段の定めがある場合、及び前項但し書の場合を除くものとします。
- 加盟店は、当社からの通知の有無及びその内容を確認するため、加盟店宛の電子メールを毎営業日1回は閲覧するものとします。
- 加盟店は、本契約に基づき当社へ届け出た氏名、名称、商号、住所、電話番号、メールアドレス、支払先預金口座、若しくはその他の重要な事項を変更する場合は、事前に当社に対して当社所定の様式をもって通知するものとします。
- 加盟店は、加盟店が予め当社に通知したメールアドレスを変更する場合、事前に当社に通知し、その承諾を得なければならないものとします。これらの通知及び承諾は、当社所定の方法によるものとします。
- 加盟店が第4項の通知若しくは第5項の承諾取得を怠ったことにより生じた加盟店の損失その他の負担について、当社はその責めを負いません。
- 届出のあったメールアドレス、電話番号、又は住所に宛てて当社が加盟店への通知を発信した場合において、通信事情、届出事項の不備・未変更、その他当社の責めにやらない事由により延着し、又は到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなすことに加盟店は同意するものとします。

第19条（譲渡禁止）

加盟店は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、本契約に関する契約上の地位又は当社に対する個々の債権債務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第20条（秘密保持）

- 加盟店は、本契約に関連して当社から開示を受けた、又は知り得た当社の技術、営業、業務、財務、組織その他の事項に関する情報（以下「秘密情報」という。）については、本サービスの利用の目的のみに利用するものとし、また、第三者に開示・漏洩してはなりません。
- 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - 当社から開示された秘密情報によることなく独自に開発した情報
 - 当社から開示される以前に公知であった情報
 - 当社から開示された後に加盟店の責によらずに公知となった情報
 - 当社から開示される以前から加盟店が保有していた情報
 - 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに取得した情報
- 第1項にかかわらず、裁判所、その他政府機関より要請があった場合及び法令に基づく場合は、加盟店は、当社へ事前に（やむを得ない場合は事後速やかに）通知を行うことにより秘密情報を開示することができるものとします。
- 本条の効力は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第21条（損害賠償）

- 加盟店及び当社は、本契約に違反することにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の賠償責任は、当該損害の原因となった掲載スペースの利用に係る個別契約に基づく本支払請求権に対応する加盟店手数料を上限とし、当該損害が特定の掲載スペースに関して生じたものでない場合には、金1,000円を上限とします。
- 加盟店及び当社は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により相手方に生じた損害について責任を負わないものとします。

第22条（中途解約）

- 当社は、本契約期間中といえども次の各号のいずれかに該当する場合には、加盟店に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。
 - ラクーン社が当社に対するPaidの提供を停止し、又はPaidを廃止した場合
 - 前号のほか本サービスの運営を継続することが困難とする事情が生じたとき当社が判断した場合
- 加盟店は、本契約期間中といえども当社所定の解約申込書を当社に提出することにより、本契約を解約することができるものとします。

第23条（解除等）

- 当社は、加盟店が本契約に違反し、書面により30日以上期間を定めた催告を行った後なお当該違反が是正されないときは、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
- 前項の規定にかかわらず、加盟店が次の各号の一に該当する場合、当社は加盟店に対し何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
 - その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て又は滞納処分があったとき
 - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又はこれらと同種の倒産処理手続の申立てを受け、若しくは自ら申立てをなしたとき
 - 手形若しくは小切手の不渡り処分を受けたとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - 支払停止又は支払不能の事由を生じたとき
 - 前各号のほか、その財産状態が悪化し、又はその信用状態に著しい変化が生じたとき
 - 監督官庁より営業停止、営業免許又は営業登録の取り消し処分を受けたとき
 - 解散の決議（法令による解散を含む。）をし、又は清算に入ったとき
 - 加盟店手数料その他本契約に基づいて加盟店が当社に対して支払うべき金員の支払いを遅滞したとき
 - 第15条第1項、第19条又は第20条に違反したとき
 - 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為を行ったとき
 - その他加盟店として不適当と当社が判断したとき
- 前二項に基づいて本契約が解除された場合、当社は加盟店に対し、解除によって生じた損害についてその賠償を請求することができるものとします。

4. 次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合、当社は、何ら催告を要することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- 加盟店が本契約に違反した場合
- 加盟店が前項各号の一に該当する場合、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
- 加盟店が、後記【譲渡適格債権の要件】に掲げる要件を満たさない債権（以下「不適格債権」という。）を譲渡したと疑うに足りる相当な理由があると当社が判断した場合
- 不適格債権の譲渡を反復継続して行うなど本サービスの利用が不適切であると当社が判断した場合
- 当社又は他の加盟店若しくは利用者の業務を妨げ又はその名誉を毀損する行為があったと当社が判断した場合

第24条（反社会的勢力の排除）

- 加盟店及び当社は相手方に対し、自己（自己の代表者その他自己の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。次項において同じ）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 加盟店及び当社は、自己又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 加盟店及び当社は、相手方が暴力団員等あるいは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をする、又は第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本契約に基づく取引を停止し、又は通知により本契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとします。この場合、取引を停止され又は解除された当事者（以下、「被解除当事者」という。）に損害が生じて相手方は何等これを賠償しない補償することは要せず、また、被解除当事者は、相手方に生じた損害の全額につき賠償しなければならないものとします。

第25条（契約終了時の措置）

- 前三条その他の事由により本契約が終了した場合でも、加盟店は、既に成立した個別契約に基づく義務を引き続き履行するものとします。
- 本契約終了前に、当社が加盟店から受領した加盟店手数料については、事由のいかんを問わず返金しないものとします。

第26条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約成立日より1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに加盟店及び当社のいずれからも契約の解約又は変更の申し出がないときは、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後も同様とします。

第27条（規約の変更）

- 当社は、民法の定めに基づき、加盟店と個別に合意することなく、本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日及び変更内容を第18条で定める方法により加盟店に通知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。
- 前項の場合、本規約の変更の効力が発生する前までに当社に書面で通知することにより、加盟店は本契約を解約することができるものとします。
- 本規約の変更の効力が発生する前に当社と加盟店との間で発生した権利義務関係については、なお当該変更がなされる前の本規約が適用されるものとします。

第28条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

第29条（合意管轄）

本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【本規約は、本サービスの提供に必要と認められる事項を定めるものとする。】

【譲渡適格債権の要件】

- 支払い方法　期日一括払い（当該本支払請求権の一部譲渡は不可）
- その他の条件

- 利用者との間で行った真正な取引に係る債権であること
- 利用者にとって営業のための取引に係る債権であること
- 加盟店が知る限り、利用者に以下のいずれかの事由が生じておらず、かつ、そのおそれもないこと
 - 支払停止、支払不能又は債務超過
 - 利用者が振り出した手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所の取引停止処分
 - 差押、仮差押の申立て又は滞納処分
 - 破産手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類する法的倒産手続の申立て又は私的整理の開始
 - 破産手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類する法的倒産手続又は私的整理手続の開始原因となる事由の発生
- 利用者が架空名義、なりすまし又は反社会的勢力等（注）へ該当しておらず、かつ、そのおそれもないこと
- 有効に存在し、かつ加盟店に有効に帰属する債権であること
- 既に譲渡され若しくは質入その他の担保に供され、又はこれらの予約がされていないこと
- 他の債権者による差押又は滞納処分による差押を受けていないこと
- 譲渡禁止特約が付されていないこと、又は同特約が解除されていること
- 加盟店に対する抗弁が主張されていないこと
- 法令又は公序良俗に反する取引に係る債権でないこと

- （注）ここでいう「反社会的勢力等」とは、以下のいずれか一つにでも該当する法人又は個人をいいます。
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体又はその関係者、総会屋等、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者（公序良俗に反する団体の関係先を含む。）
 - 集团的又は常習的に暴力的行為等を行うことを助長する虞のある団体及びこれに属している者並びにこれらの者と取引のある者
 - 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体及びこれに属している者並びにこれらの者と取引のある者
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定義される性風俗特殊営業を行う者及びこれらのために貸室部分等を利用させる者
 - 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等收受を行い又は行っている疑いのある者及びこれらの者と取引のある者
 - 貸金業法第24条第3項に定義される取立て制限者又はこれらに類する者

＜以下、事務局記入欄＞		
受付日	受付担当者	備考欄